

3 - 2 源泉所得税の種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税、 財形貯蓄非課税 分支払金額	その他非課税分 支払金額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合 計	694,650,344	103,899,836	200,943,540	41,220,246	936,814,130	103,899,836	
公 債	234,976	35,129	4,925	7,455	247,356	35,129	
社 債	999,265	149,590	77,520	17,345,444	18,422,229	149,590	
預貯金	郵便貯金	647,793,141	96,832,291	194,030,675	5,148,922	846,972,738	96,832,291
	銀行預金	28,754,707	4,309,548	3,413,841	6,319,395	38,487,943	4,309,548
	銀行以外の金融機関の預金利子	11,387,839	1,744,617	3,228,958	12,248,362	26,865,159	1,744,617
勤務先預金の利子	1,496,748	231,996	6,514	-	1,503,262	231,996	
合同運用信託の収益の分配	742,864	112,152	180,845	133,475	1,057,184	112,152	
公社債投資信託の収益の分配	2,771	413	-	-	2,771	413	
定期積金の給付補てん金等	3,214,762	480,607	-	17,193	3,231,955	480,607	
匿名組合契約等に基づく利益の分配、 生命保険等の差益	23,271	3,493	262	-	23,533	3,493	
割引債の償還差益	-	-	-	-	-	-	

調査対象：平成13年分の利子所得等の源泉所得税について、平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分		源泉分離(選択)課税適用分			合 計	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	人	千円	千円	千円	千円
合 計	-	50,027,146	10,005,285	-	3,502,418	-	371,668	127,907	53,901,232	10,133,192
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	890,963	50,024,250	10,004,850	3,512	3,501,966	3,559	360,505	126,177	53,886,721	10,131,027
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	2,896	435	-	452	-	11,163	1,730	14,511	2,165

調査対象：平成13年分の配当所得の源泉所得税について、配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表(配当等の支払調書)」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」
この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
合 計	12,558,585	2,511,717
信 用 取 引 等	1,395,050	279,010
転 換 社 債 等	210,685	42,137
そ の 他 上 場 株 式 等	10,952,850	2,190,570

調査対象：平成13年2月から平成14年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」

(4) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の 他			合 計		
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
給 与 所 得	-	996,647,642	45,930,628	-	4,742,634,752	157,484,608	-	5,739,282,394	203,415,236
俸給・給料・賞与	215,686	992,381,661	45,759,083	1,620,085	4,671,113,441	156,530,675	1,835,771	5,663,495,102	202,289,758
日雇労働者の賃金	-	4,265,981	171,545	-	71,521,310	953,933	-	75,787,291	1,125,478
退 職 所 得	4,232	77,791,577	1,833,386	24,064	133,876,842	2,512,365	28,296	211,668,419	4,345,751
給与所得と退職所得の 合 計	...	1,074,439,219	47,764,014	...	4,876,511,594	159,996,973	...	5,950,950,813	207,760,987
災害減免法により 徴収猶予したもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象：平成13年分の給与所得及び退職所得の源泉所得税について、給与等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」

この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として、翌年1月31日までに提出することになっている。

法定資料の種類は多数にのぼっているが、例えば、次のようなものがあげられる。利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金、契約金及び賞金の支払調書、非居住者等に支払われる給与、報酬及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいい、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	対 前 年 比
				%
	人	千円	千円	%
合 計	377,622	245,072,650	15,593,972	98.5
法 第 204 条 該 当 分	263,655	175,357,611	14,795,583	97.7
原稿料、講演料等の報酬又は料金	82,440	9,795,684	1,050,052	101.6
弁護士、税理士等の報酬又は料金	143,886	42,977,780	4,447,512	101.5
診 療 報 酬	2,844	71,199,719	6,518,001	93.3
職業野球の選手、外交員等の報酬又は料金	25,128	41,630,132	2,105,169	93.0
芸能等についての出演演出等の報酬又は料金	2,832	2,818,134	309,935	141.7
バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	5,292	5,076,072	304,853	148.4
契 約 金 ・ 賞 金	1,233	1,860,090	60,061	133.0
法 第 203 条 の 2 該 当 分				
公 的 年 金 等	42,236	41,870,423	368,470	96.0
法 第 207 条 該 当 分				
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	70,228	23,796,187	48,851	110.5
法 第 174 条 該 当 分				
芸 能 人 の 役 務 提 供 法 人 の 報 酬 又 は 料 金	1,503	4,048,429	381,069	144.3

調査対象：平成13年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成14年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料合計表(報酬・料金等の支払調書)」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」

この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。